

答 申 第 17 号
平成 27 年 2 月 12 日

伊勢原市長 高 山 松太郎 様

伊勢原市情報公開審査会
会 長 吉川 和宏

伊勢原市情報公開条例第 17 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 26 年 10 月 15 日付けで諮問のあった行政文書一部公開決定処分に対する異議申立て事案について、別紙のとおり答申いたします。

（諮問第 19 号）

わたしの提案平成 24 年度第 96 号及び当該提案に対する回答

答 申

1 審査会の結論

伊勢原市長（以下「実施機関」という。）が、平成26年6月16日、「わたしの提案平成24年度第96号及び当該提案に対する回答の書面」について、一部公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申し立ての趣旨は、「わたしの提案平成24年度第96号及び当該提案に対する回答の書面」の開示請求に対し、実施機関が平成26年6月16日付けで行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）の取り消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部公開理由説明要旨

本件処分については、伊勢原市情報公開条例（平成15年12月19日伊勢原市条例第21号。以下「条例」という。）第6条第1号に該当するため一部公開としたものであって、その理由は次のように要約される。

公開請求のあった行政文書の中に、当該情報が公開されることにより、特定の個人が認識されるなどの個人に関する情報のほか、個人の考え方や思想なども含まれていることから、個人の権利利益を害するおそれがあると判断し、提案者個人の尊厳を守るため、個人名が推定される子供会名、地域名、ランドマークとなる神社名、小学校名を非公開としたものである。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

提案内容は「自分が参加した子供会はほかの地区の子供会と比較すると入会率が低くて休会した、そこで伊勢原市にも現状を知ってもらい意見を求めたい」という内容であって批判的な内容ではなく建設的な提案である。

この提案内容をすべて公開しても、また、回答文に記載された子供会の名称を公開しても休会になった子供会や地域の印象を悪くするとは思えない。

よって伊勢原市情報公開条例第6条第2号を適用して非公開にしたことは誤りである。

5 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、市民が伊勢原市長宛にわたしの提案として提出された文書と当該提案に対する回答の書面であり、当該個人に関する情報は、氏名、住所、電話番号、メール及び所属する団体名、関連する地域、施設名等が掲載された文書

である。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

条例第6条第1号は、個人等に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の利益を害するおそれがあるものについては、当該情報を開示しないことができる旨を定めたものである。

本件行政文書に掲載されている個人に関する情報は、公開することにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもので、条例第6条第1号の規定により非公開とすべき情報に該当すると認められる。

(3) 他の条項の該当性について

実施機関は条例第6条第1号をもって非公開としているが、法人団体の情報も含まれており、条例第6条第2号についても審議する必要がある。

条例第6条第2号は、公開することにより当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、当該情報を開示しないことができる旨を定めたものである。

本件行政文書に掲載されている情報は、公開することにより当該法人団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもので、条例第6条第2号の規定により非公開とすべき情報に該当すると認められる。

情報公開審査会としては、「わたしの提案平成24年度第96号及び当該提案に対する手回答の書面」には、条例第6条1号の非公開とすべき個人情報及び条例第6条第2号の非公開とすべき法人団体情報に該当する情報が含まれると判断し、当該部分の非公開はやむを得ないと判断する。

6 結論

以上のことから、実施機関が本件行政文書を一部公開とした決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

なお、次回からは、行政文書一部公開決定通知書において、個々の行政文書がどの条文に該当し一部公開等としたか、申立人が判断できるように通知すべきと考える。

審査会の経過等

年月日	審査会の経過等
H26.10.15	諮問書の受理
H26.12.1	審議・答申

伊勢原市情報公開審査会

会	長	吉	川	和	宏
職務代理者		堀	越	由	紀子
委	員	杉	山	喜	男
委	員	林		服	子
委	員	山	田	不	二子